

伊那市建設工事等の積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱を次のように定めます。

令和 6 年 1 0 月 1 7 日

伊那市長 白 鳥 孝

伊那市建設工事等の積算疑義申立て手続きに関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が発注する建設工事等の入札に係る透明性及び公正性を確保し、発注者及び受注者の負担を軽減するとともに、建設工事等の遅延による市民生活への影響を回避するため、当該入札の積算内容に係る疑義の申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計の業務をいう。
- (2) 設計図書等 入札公告において公表した図面、仕様書等をいう。
- (3) 公表用積算内訳書 設計価格の算出に用いた工事費内訳書又は業務費内訳書について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、単位及び金額を明示したものをいう。
- (4) 積算疑義 設計図書等において、公表用積算内訳書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。

(積算疑義の申立て対象)

第 3 条 積算疑義の申立て（以下「積算疑義申立て」という。）の対象となる入札は、総務部契約課が入札手続きを行う建設工事等に係る一般競争入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）とする。

(公表用積算内訳書の閲覧)

第 4 条 前条に規定する入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）は、当該入札に係る公表用積算内訳書を閲覧することができる。

2 前項に規定する閲覧は、公表用積算内訳書閲覧申請書（様式第 1 号）を市長に提出することにより行うものとする。

(公表用積算内訳書の閲覧期間)

第 5 条 前条に規定する閲覧ができる期間は、開札日の翌日から起算して 2 日とし、その時間は、1 日目にあつては午前 9 時から午後 5 時まで、2 日目にあつては午前

9時から午後3時までとする。ただし、当該期間のうちに伊那市の休日を定める条例（平成18年伊那市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）がある場合は、当該休日の日数は、当該期間に算入しない。

（積算疑義申立ての手續）

第6条 前条に規定する閲覧をした入札参加者は、当該入札に係る積算疑義がある場合において、積算疑義申立てを行うことができる。

2 前項の規定による積算疑義申立ては、積算疑義申立書（様式第2号）を市長に提出することにより行うものとする。

（積算疑義申立て期間）

第7条 積算疑義申立てを行うことができる期間は、開札日の翌日から起算して2日目（休日の日数は、当該期間に算入しない。）の午後3時までとする。

（積算疑義申立てとして取り扱わないもの）

第8条 第6条の規定により提出された積算疑義申立書が次の各号のいずれかに該当する場合は、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 積算疑義申立ての対象となる建設工事等が特定できないもの
- (2) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- (3) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (4) 積算疑義の内容が、単価が合わない、複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札公告における質問受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの
- (5) 申立期間終了後に提出されたもの
- (6) 入札参加者以外から提出されたもの
- (7) その他当該入札に関係がないもの

（積算疑義の内容精査及び回答）

第9条 市長は、第6条の規定による積算疑義申立てがあつたときは、速やかに設計図書等及び公表用積算内訳書を精査し、開札日の翌日から起算して3日目（休日の日数は、当該期間に算入しない。）の午後5時までに、申立てに対する確認結果を積算疑義の申立人に回答するものとする。

（疑義申立て結果の取扱い）

第10条 積算疑義申立てがあつた入札の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りが認められない場合は、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容に誤りが認められた場合は、入札事務を中止する。ただし、当該誤りを修正し、再度積算した設計金額においても落札候補者が変わらない場合は、入札事務を続行する。

2 市長は、前項に規定する入札事務を中止する場合は、入札参加者に対し、当該入札の中止等について周知するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行し、同日以後に入札の公告する建設工事等について適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

公表用積算内訳書閲覧申請書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申請者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電 話 番 号

次の工事（業務）の入札に係る公表用積算内訳書の閲覧を申請します。

1 工事（業務）名 _____

2 開 札 日 _____

伊那市記入欄

入札参加者

積算疑義申立書

年 月 日

（宛先）伊那市長

申立人

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

電 話 番 号

次の工事（業務）の入札に係る積算に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

1 工事（業務）名 _____

2 開 札 日 _____

3 申 立 て 内 容

--

備考

- 1 申立て内容は具体的に記載してください。
- 2 申立ての根拠となる積算資料等を添付してください。
- 3 契約課に提出してください。